

平成26年度東京都税制調査会

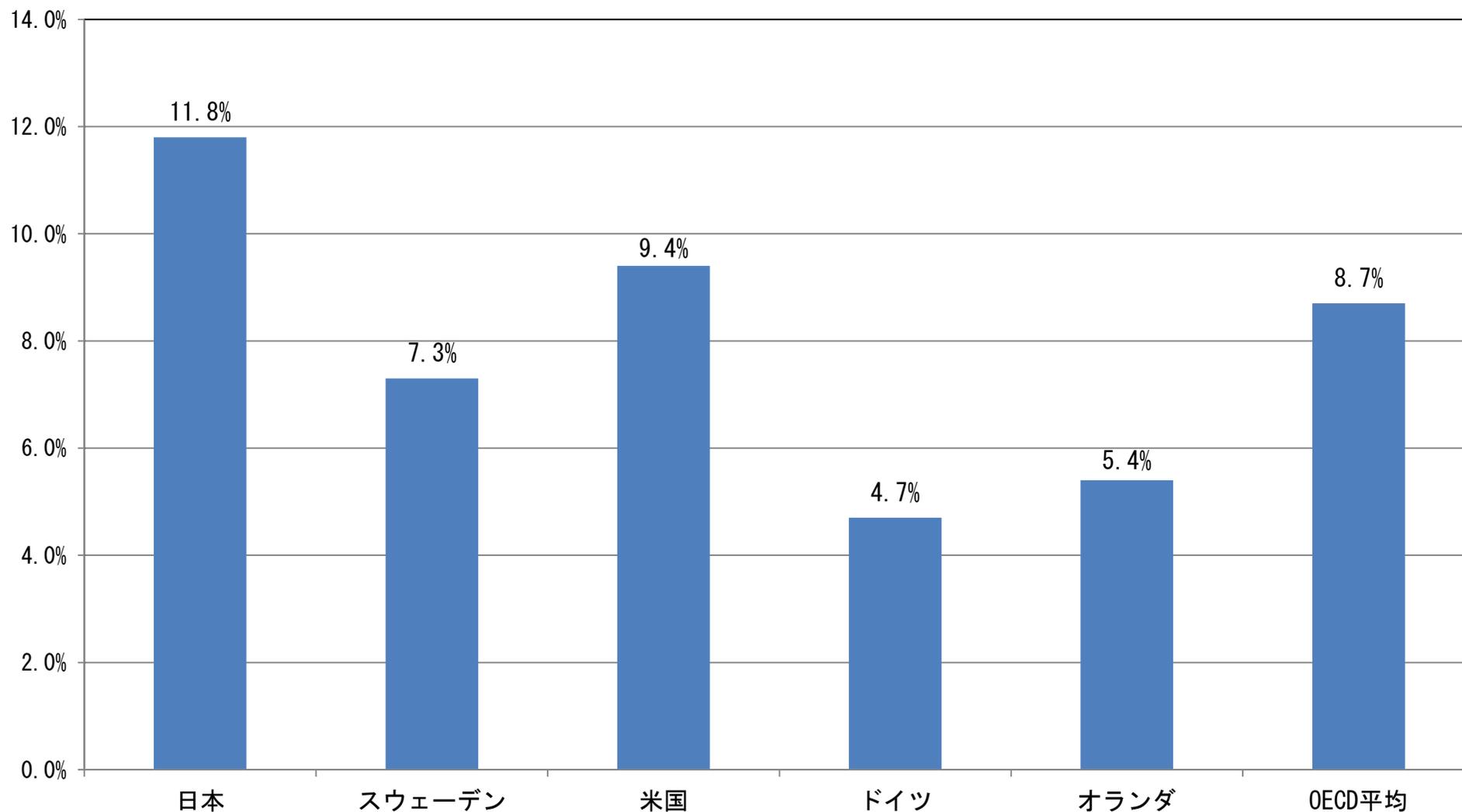
第4回 小委員会

〔企業の公的負担のあり方
に関する資料〕

平成26年9月29日

税収全体に占める企業の所得課税の割合

(2011年現在)



注 1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 7～9 ページ参照。

2 OECD "Revenue Statistics1965-2012"により作成。

我が国における法人の主な税負担と社会保障負担

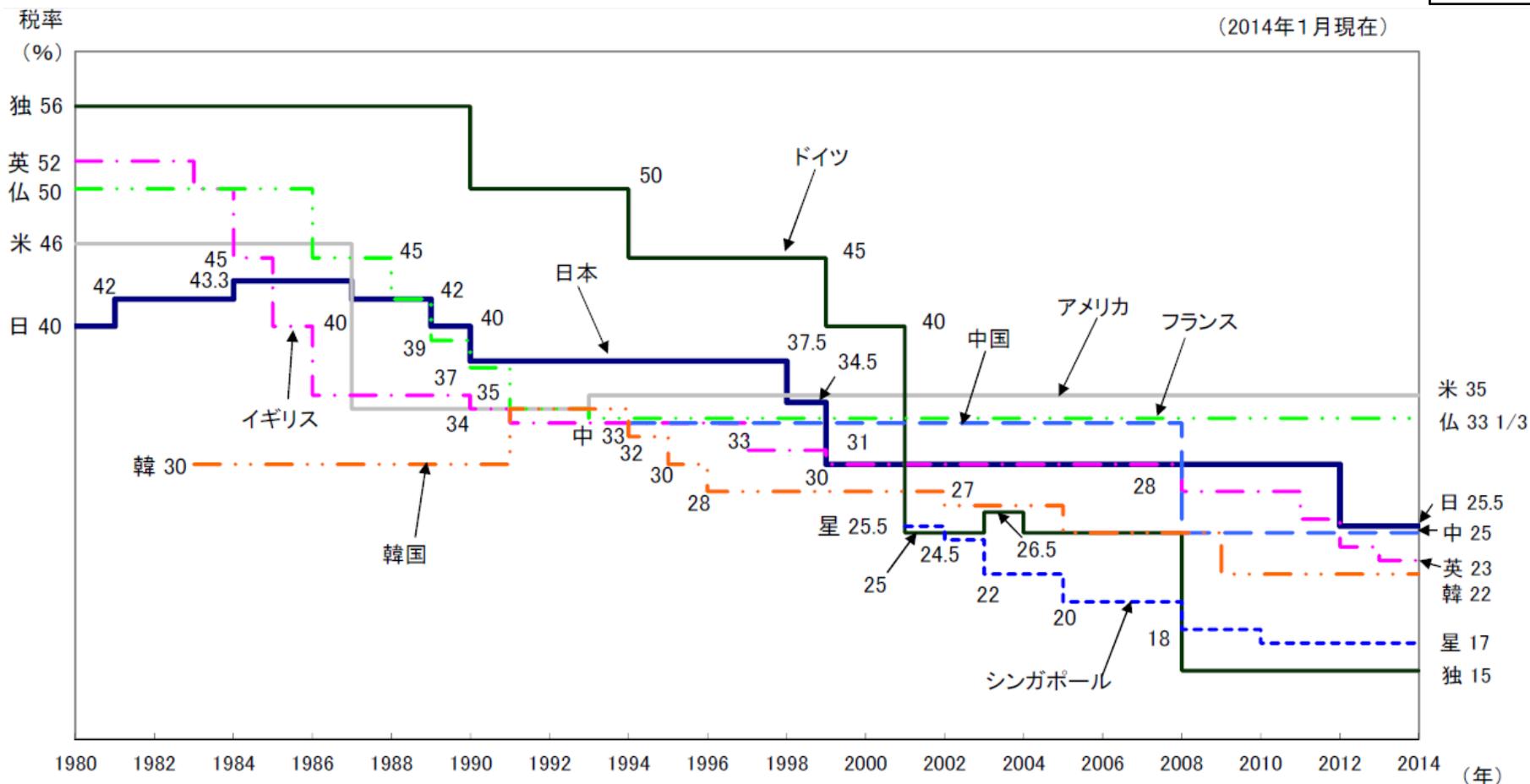
資料2

項 目		負 担 内 容 等		
税 目		課 税 標 準	税 率	
税負担	国税	法人税	○ 資本金 1 億円超 … 所得金額 25.5% <small>(H24. 4. 1からH27. 3. 31までの間に開始する事業年度)</small>	
		地方法人特別税	○ 資本金 1 億円超 … 法人事業税額 (所得割・収入割) 148%【67.4%】 <small>(外形対象法人)</small>	
		地方法人税	法人税額 4.4%	
	所得課税	法人事業税	○ 資本金 1 億円超 { ・ 付加価値額 ・ 資本金等の額 ・ 所得(清算所得)}	0.48% 0.2% 1.5%~2.9% 【2.2%~4.3%】
				道府県民税
		市町村民税	○ 法人税割…法人税額 12.3%【9.7%] ○ 均等割… (例)資本金等の額 1 億円超10億円以下の法人の場合 <small>(従業者数50人超) 40万円 (従業者数50人以下) 16万円</small>	
		資産課税	固定資産税	土地価額、家屋価額、償却資産価額 1.4%
社会保障負担	公的年金	賃金の 8.737% (厚生年金)	} (H26.9~H27.8)	
	医療保険	賃金の 4.985% (全国健康保険協会 管掌健康保険)		
	介護保険	賃金の 0.86% (全国健康保険協会 管掌健康保険)	} 労使折半	
	雇用保険	(失業等給付分)		賃金の 0.5%
		(雇用保険2事業分)	賃金の 0.35%	
	労災保険	賃金の 0.48% (全業種平均料率)	} 全額事業主負担	
	児童手当	賃金の 0.15%		
【 事業主負担計 】		賃金の 15.912% (児童手当を含む負担計 : 16.062%)		
【 被用者負担分も含めた合計 】		賃金の 30.994% (児童手当を含む負担計 : 31.144%)		

注 1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 10、14ページ 参照。
 2 日本年金機構ホームページ等より作成。
 3 税率は平成26年度、保険料率等は () 内の期間の数値である。
 4 平成24年度から平成26年度までの3年間は、復興特別法人税(法人税額の10%)が課されるとされていたが、平成26年度税制改正で1年前倒して廃止することとされた。
 5 平成26年度税制改正で、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税、法人事業税、法人道府県民税法人税割、法人市町村民税法人税割の税率については【】の税率に改正するとともに、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税」が創設された。

主要国の法人税率（基本税率）の推移

資料3



注1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 12~14ページ 参照。

2 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より抜粋。

3 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。

4 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。

5 アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。

6 イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。

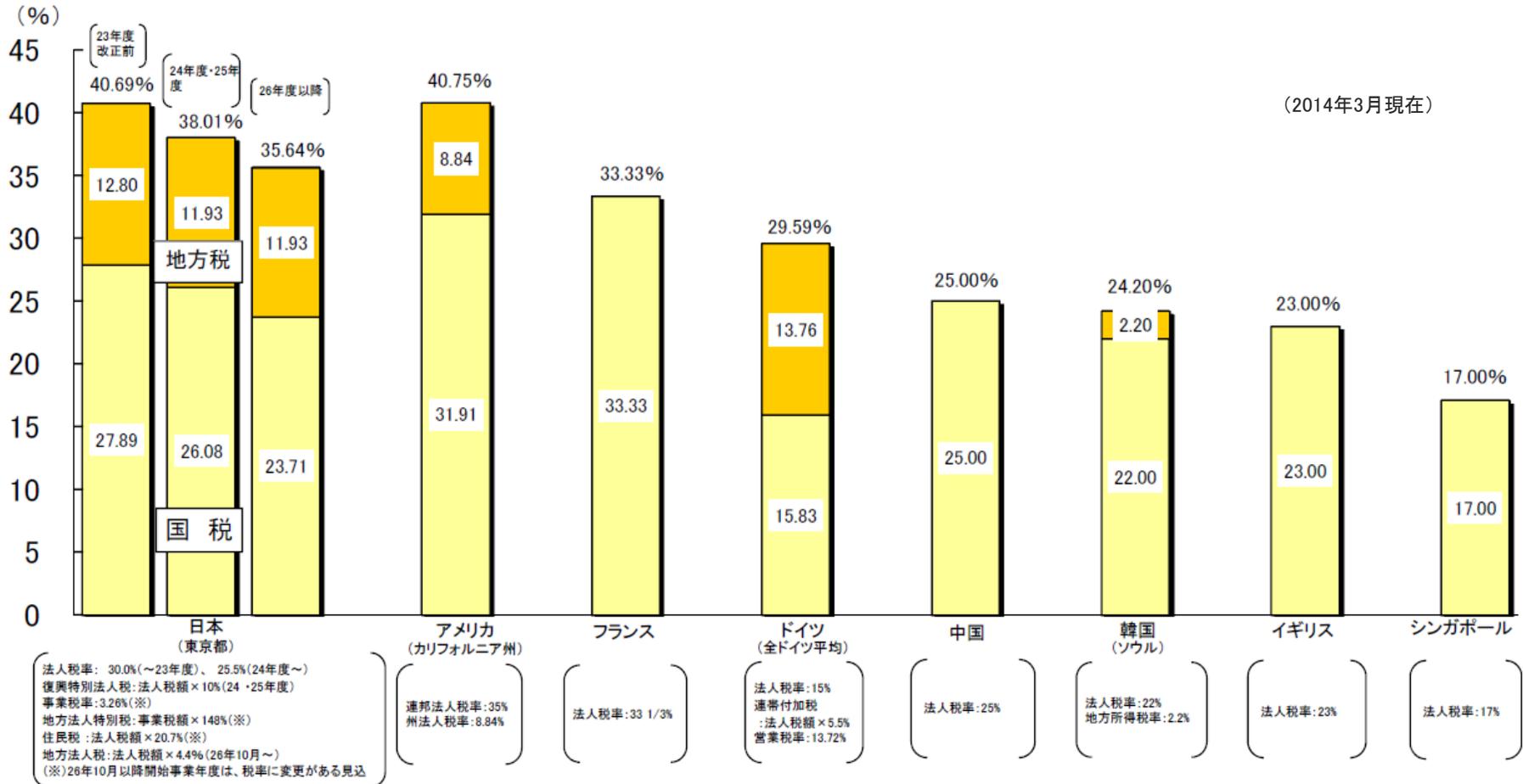
7 フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。

8 ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。

9 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

国・地方合わせた法人税率の国際比較

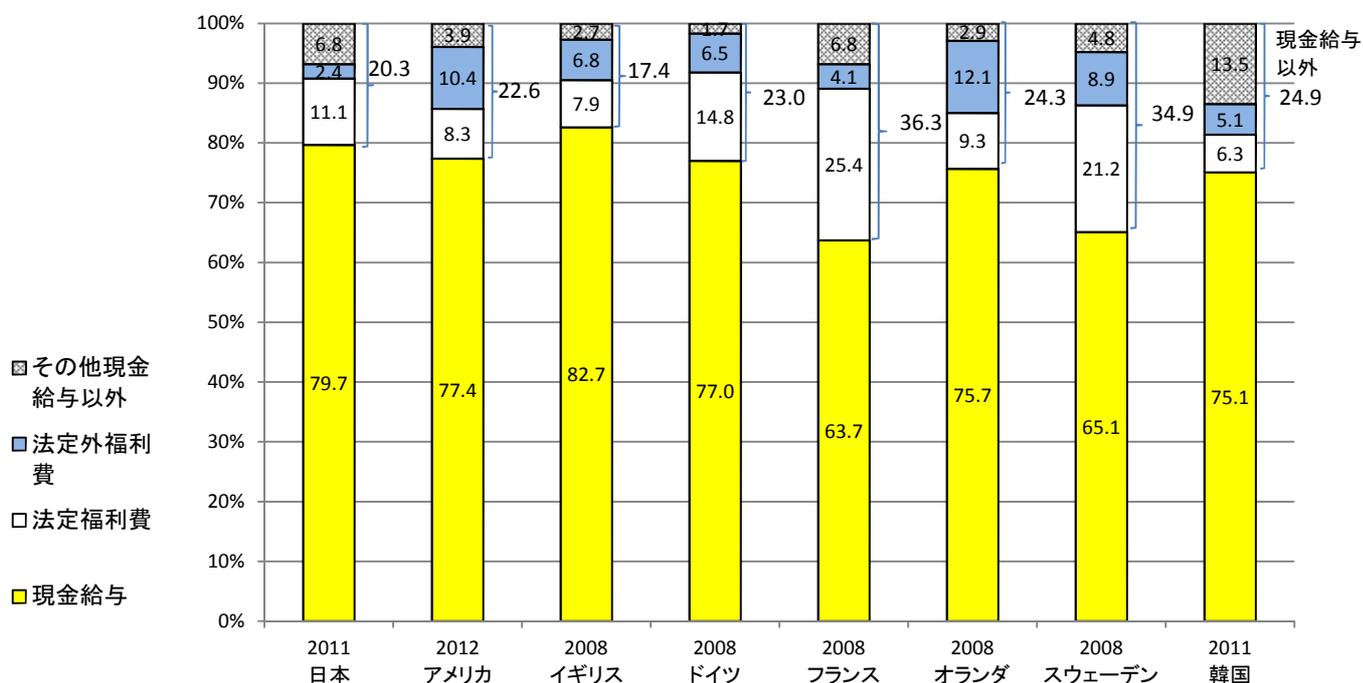
資料4



注1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 13ページ 参照。
 注2 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より抜粋。
 注3 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 注4 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本金割が課される。
 注5 アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
 注6 イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 注7 フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
 注8 ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
 注9 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

製造業の労働費用の国際比較

資料5



	日本 2011	アメリカ 2012	イギリス 2008	ドイツ 2008	フランス 2008	オランダ 2008	スウェーデン 2008	韓国 2011
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	77.4	82.7	77.0	63.7	75.7	65.1	75.1
現金給与以外	20.3	22.6	17.4	23.0	36.3	24.3	34.9	24.9
法定福利費	11.1	8.3	7.9	14.8	25.4	9.3	21.2	6.3
法定外福利費	2.4	10.4	6.8	6.5	4.1	12.1	8.9	5.1
現物給付	0.1	-	1.4	0.8	0.0	1.0	1.1	0.1
退職金等の費用	6.2	3.9	0.7	0.3	3.2	-	0.0	12.5
教育訓練費	0.2	-	0.5	0.5	2.2	0.8	0.8	0.6
その他	0.2	-	-	0.2	1.3	1.1	2.9	0.3

- 注1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 17~18ページ 参照。
- 2 「オランダにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査」より作成。
- 3 資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較（2013年版）」
- 4 原資料：日本：厚生労働省（2012.1）「平成23年就労条件総合調査」、アメリカ：Bureau of Labor Statistics（2012.9）Employer Costs for Employee Compensation —June 2012、欧州：Eurostat（2012.11）Labour Costs Survey 2008 —NACE Rev. 2、韓国：雇用労働部ウェブサイト（<http://www.moel.go.kr/>）2012年11月現在
- 5 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。
- 6 日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。
- 7 アメリカの法定外福利費は各種（生命、健康、短期・長期障害）保険料（Insurance）。欧州は見習いの福利費を含む。
- 8 「その他」には以下を含む。日本は募集費，転勤に要する費用，社内報，作業服等。欧州は募集費用，税，補助金等，韓国は募集費等。

企業負担分の国税・地方税別、所得課税・消費課税・資産課税別の税額および対GDP比（推計値）

国	税種	所得課税	消費課税	資産課税	社会保障	所得課税	消費課税	資産課税	社会保障	計	
日本 (億円)	国税	108,166	99,623	0	0	2.3%	2.1%	0.0%	0.0%	4.4%	
	都道府県税	35,331	26,668	9,034	0	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	1.5%	
	市町村税	22,964	1,131	62,724	0	0.5%	0.0%	1.3%	0.0%	1.8%	
	社会保険料	0	0	0	325,493	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	6.9%	
	合計	166,462	127,421	71,758	325,493	3.5%	2.7%	1.5%	6.9%	14.6%	
スウェーデン (億クローナ)	国税	1,192	2,055	118	0	3.6%	6.2%	0.4%	0.0%	10.1%	
	ランディング・ミュン税	258	0	0	0	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	
	社会保険料	0	0	0	3,886	0.0%	0.0%	0.0%	11.6%	11.6%	
	合計	1,449	2,055	118	3,886	4.3%	6.2%	0.4%	11.6%	22.5%	
オランダ (億ユーロ)	国税	268	305	19	0	4.5%	5.1%	0.3%	0.0%	9.9%	
	州税	0	0.1	7	0	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	
	市町村税	0	0	16	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	
	社会保険料	0	0	0	502	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%	8.4%	
	合計	268	305	42	502	4.5%	5.1%	0.7%	8.4%	18.7%	
米国 (億ドル)	全米	連邦税	2,754	-91	0	0	1.8%	-0.1%	0.0%	0.0%	1.7%
		州税	623	1,857	142	0	0.4%	1.2%	0.1%	0.0%	1.7%
		市町村税	81	503	1,979	0	0.1%	0.3%	1.3%	0.0%	1.7%
		社会保険料	0	0	0	4,287	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	2.8%
		合計	3,457	2,269	2,121	4,287	2.2%	1.5%	1.4%	2.8%	7.9%
	カリフォルニア州	連邦税	372	0.5	0	0	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
		州税	141	227	32	0	0.7%	1.1%	0.2%	0.0%	2.0%
		市町村税	0	80	234	0	0.0%	0.4%	1.2%	0.0%	1.5%
		社会保険料	0	0	0	713	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	3.5%
		合計	513	307	266	713	2.5%	1.5%	1.3%	3.5%	8.9%
	ミシガン州	連邦税	67	0	0	0	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
		州税	11	58	19	0	0.3%	1.4%	0.5%	0.0%	2.2%
		市町村税	0	2	57	0	0.0%	0.1%	1.4%	0.0%	1.5%
		社会保険料	0	0	0	110	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	2.7%
		合計	79	60	76	110	2.0%	1.5%	1.9%	2.7%	8.1%
ドイツ (億ユーロ)	連邦全体	連邦税	332	773	45	0	1.3%	3.0%	0.2%	0.0%	4.4%
		州税	222	462	0	0	0.9%	1.8%	0.0%	0.0%	2.6%
		市町村税	348	23	61	0	1.3%	0.1%	0.2%	0.0%	1.7%
		社会保険料	0	0	0	2,071	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%	7.9%
		合計	903	1,259	106	2,071	3.5%	4.8%	0.4%	7.9%	16.6%
	NRW州	連邦税	86	163	10	0	1.6%	3.0%	0.2%	0.0%	4.7%
		州税	59	97	0	0	1.1%	1.8%	0.0%	0.0%	2.8%
		市町村税	86	5	14	0	1.6%	0.1%	0.3%	0.0%	1.9%
		社会保険料	0	0	0	498	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%
		合計	231	264	24	498	4.2%	4.8%	0.4%	9.1%	18.6%
	BW州	連邦税	51	99	6	0	1.4%	2.7%	0.2%	0.0%	4.4%
		州税	38	58	0	0	1.1%	1.6%	0.0%	0.0%	2.7%
		市町村税	46	3	8	0	1.3%	0.1%	0.2%	0.0%	1.6%
		社会保険料	0	0	0	353	0.0%	0.0%	0.0%	9.8%	9.8%
		合計	135	159	15	353	3.8%	4.4%	0.4%	9.8%	18.4%

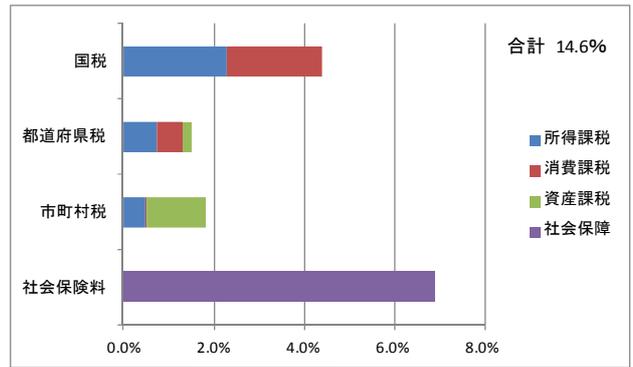
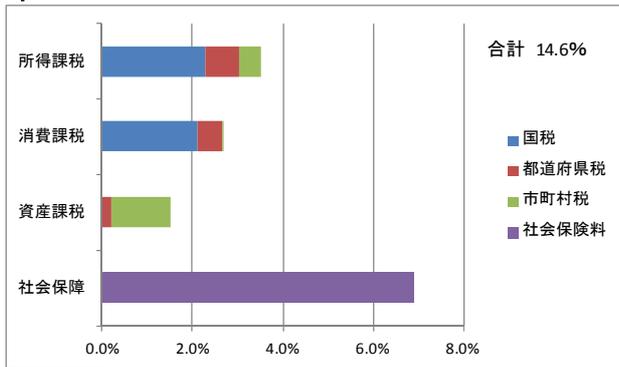
注1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 18ページ 参照。

2 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による推計値である。

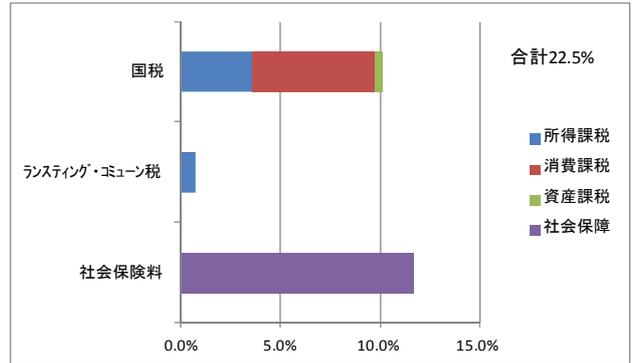
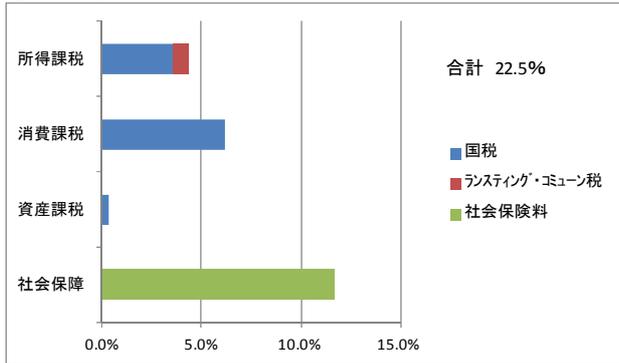
3 スウェーデンは2010年度、他国は2011年度。ただし、NRW（ノルトライン＝ヴェストファーレン）・BW（バーデン＝ヴュルテンベルク）州のGDP値は2010年度。また、他年度の各種データを組み合わせて推計している場合もある。

4 米国・ドイツでは、連邦税を州別GDP比の大きさによって各州に按分している。

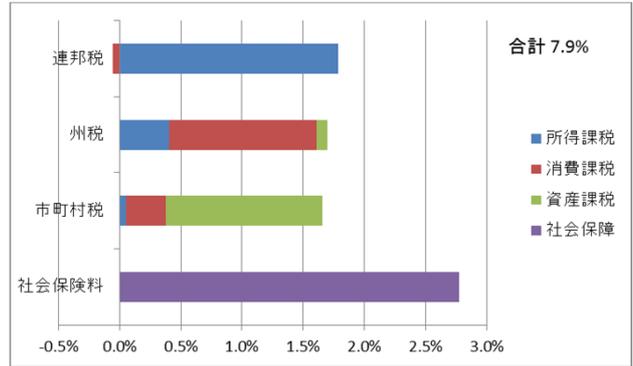
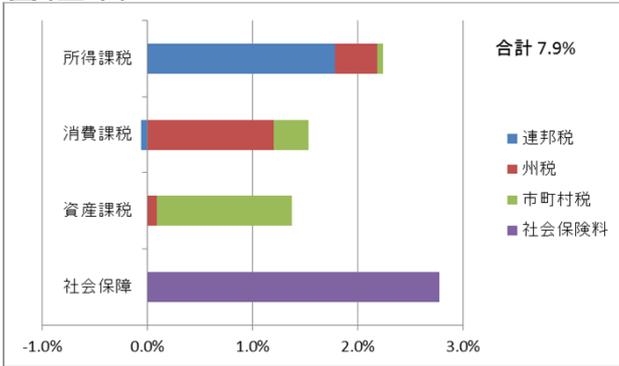
日本



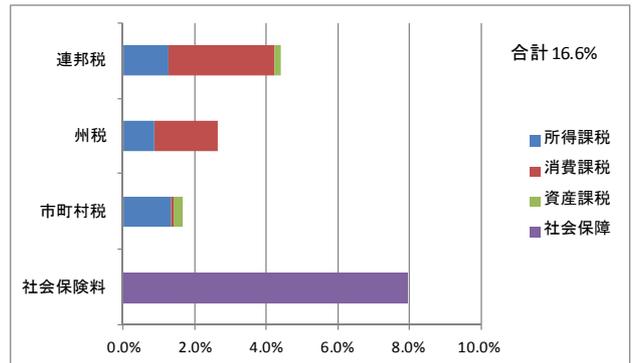
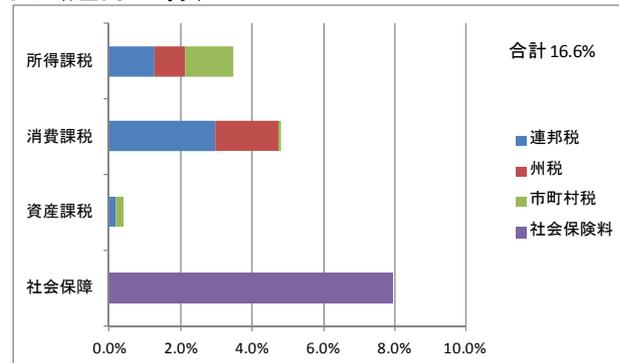
スウェーデン



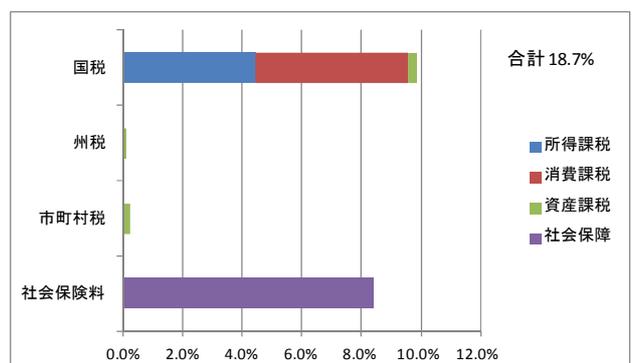
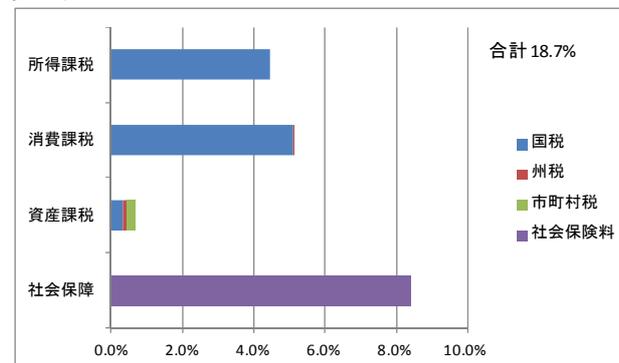
米国(全米)



ドイツ(連邦全体)



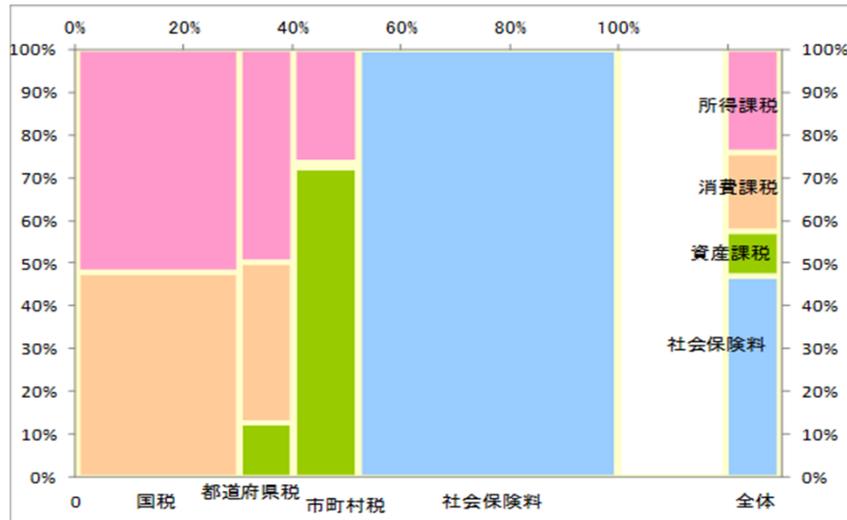
オランダ



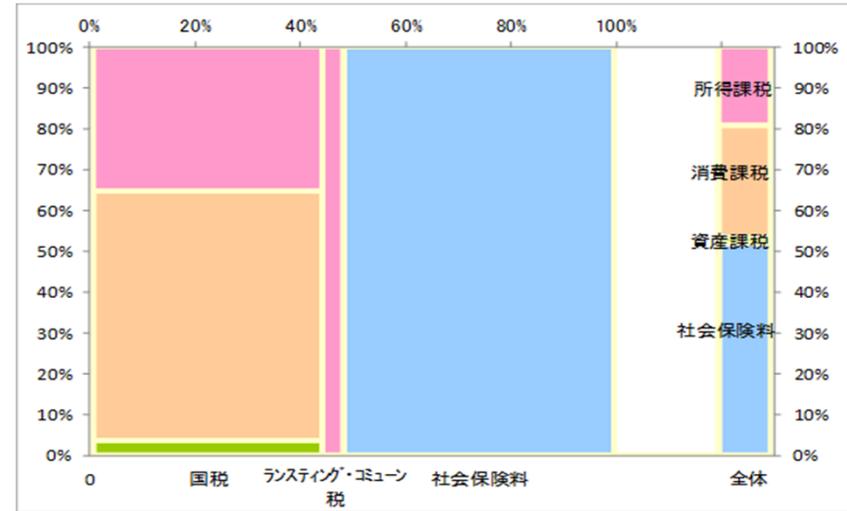
各国企業が納める国税・地方税別、所得課税・消費課税・資産課税の大きさ(推計値)

資料 7

【日本：2011年度】

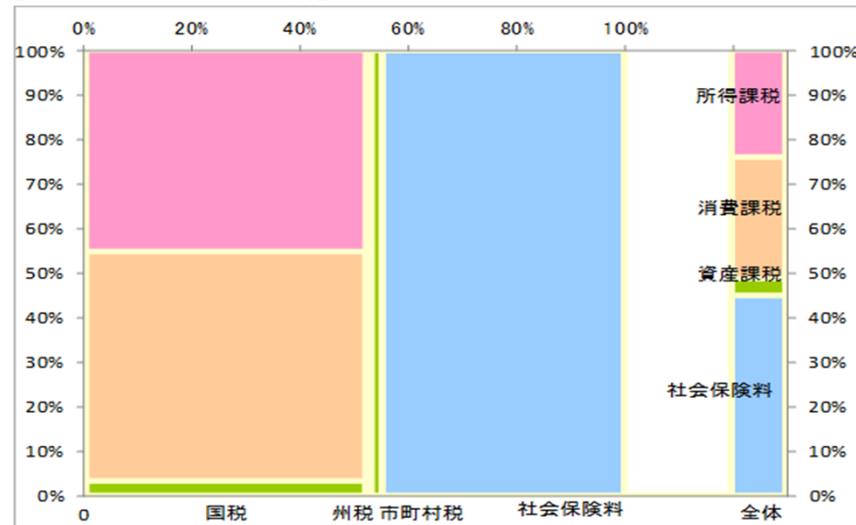


【スウェーデン：2010年度】



※推計に用いたEurostatの統計では、ランディング税とコミューン税の区別はない。

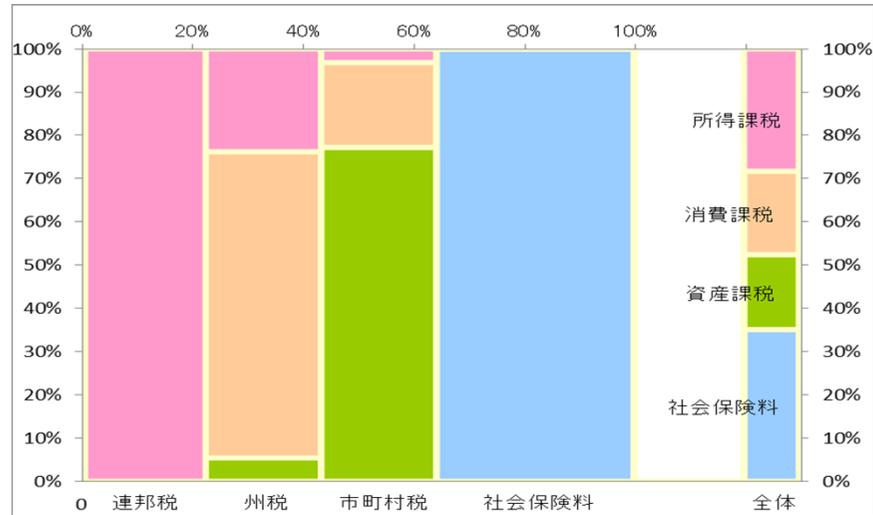
【オランダ：2011年度】



グラフの横軸の幅は、国税・地方税・社会保険料の大きさを表す。
縦軸は、所得課税・消費課税・資産課税・社会保険料の大きさの割合を表す。

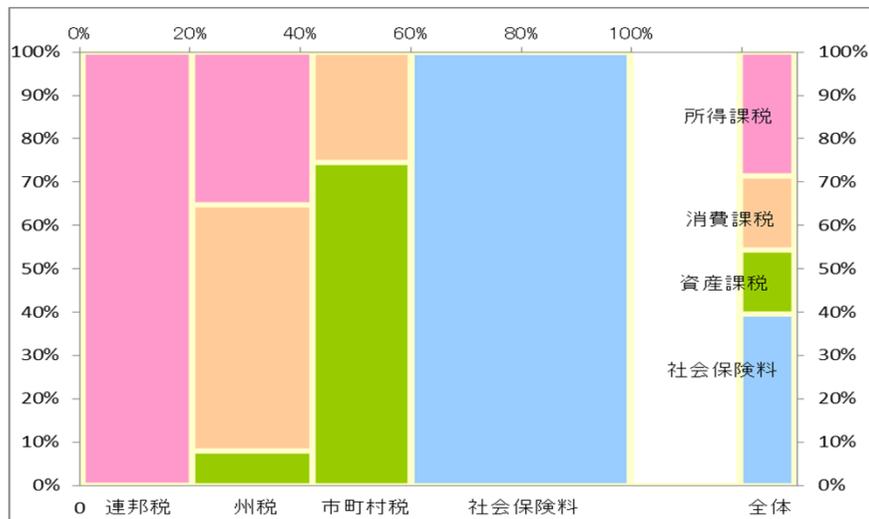
注 1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 18ページ 関連資料。
注 2 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による推計値である。

【米国（連邦全体平均）：2011年度】

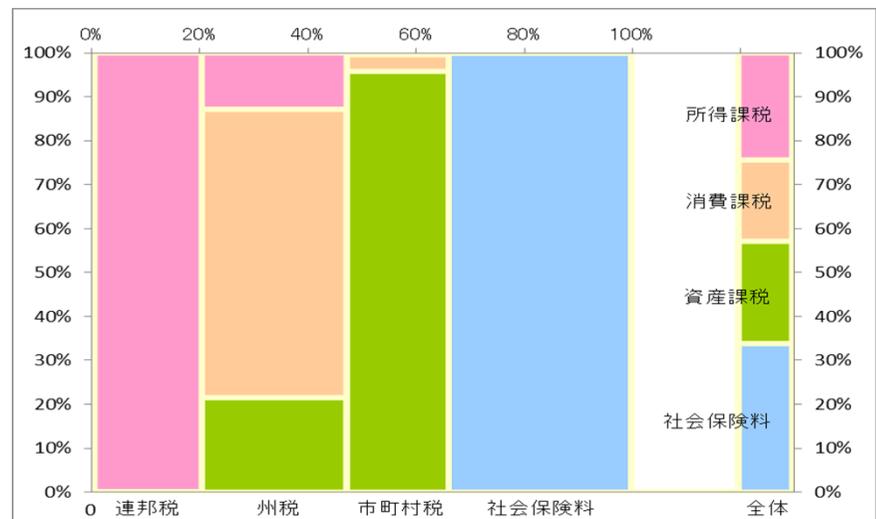


※消費課税の還付分は、ゼロとして算出した。

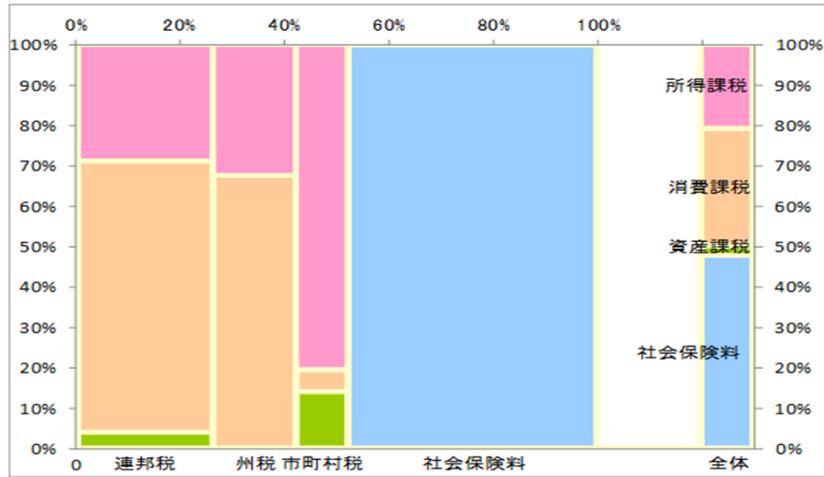
【米国・カリフォルニア州：2011年度】



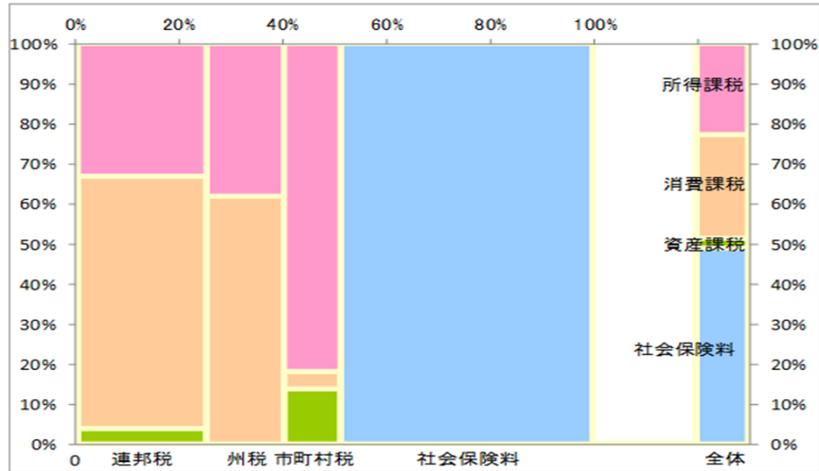
【米国・ミシガン州：2011年度】



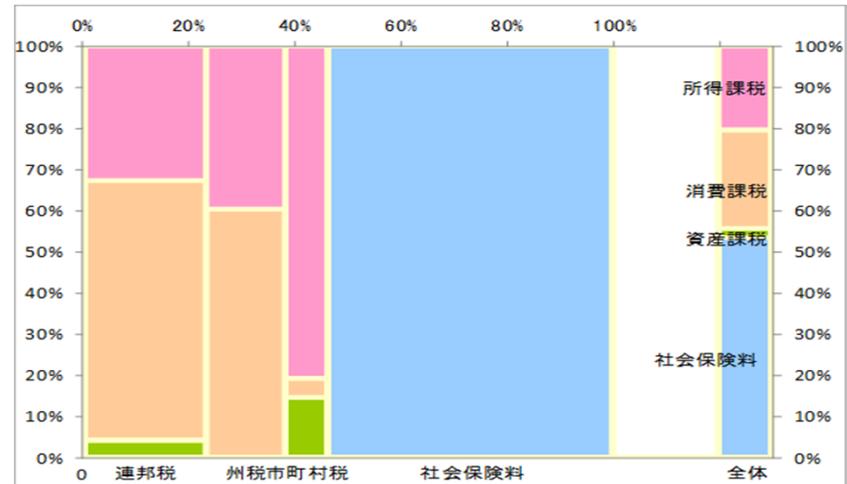
【ドイツ（連邦全体平均）：2011年度】



【ドイツ・NRW州：2011年度】

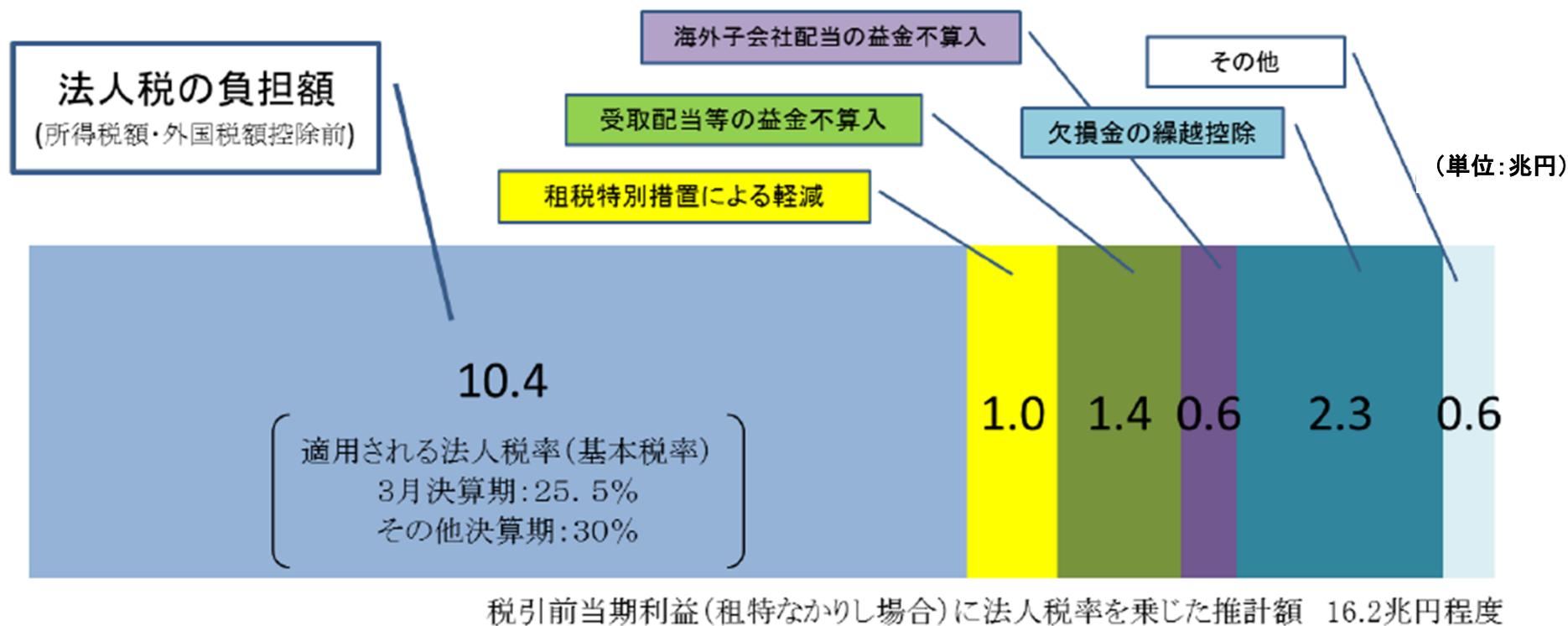


【ドイツ・BW州：2011年度】



法人税額(国税)と税引き前利益の関係(平成24年度)

資料8

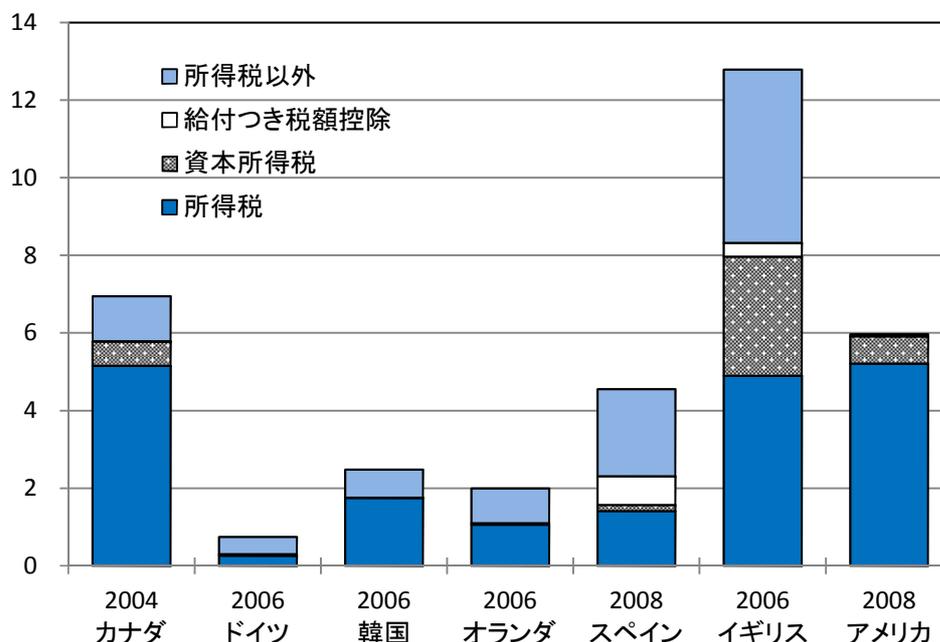


- 注1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 20ページ 参照。
 注2 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より抜粋。
 注3 国税庁「会社標本調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計。
 注4 上記は、平成24年度に適用される法人税率による法人税額(所得税額・外国税額控除前)、及び、法人税制上の主な措置による法人税負担への影響額を推計したものである。

租税支出の国際比較

資料9

(租税支出対GDP比: %)



	カナダ 2004	ドイツ 2006	韓国 2006	オランダ 2006	スペイン 2008	イギリス 2006	アメリカ 2008
所得税	5.16	0.26	1.75	1.06	1.41	4.90	5.21
一般減税	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00
低所得・失業者	0.02	0.00	0.03	0.00	0.04	0.09	0.11
退職者	1.68	0.00	0.02	0.06	0.17	2.32	1.02
雇用	0.39	0.03	0.03	0.06	0.01	0.15	0.07
教育	0.12	0.00	0.12	0.06	0.00	0.00	0.13
医療	0.27	0.00	0.29	0.00	0.00	0.00	1.05
住宅	0.20	0.18	0.05	0.05	0.41	1.20	1.05
産業振興	0.41	0.00	0.68	0.48	0.52	0.77	0.41
研究開発	0.24	0.00	0.15	0.07	0.03	0.04	0.09
特定産業	0.05	0.01	0.18	0.18	0.04	0.11	0.23
政府間関係	1.55	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.63
寄付	0.21	0.00	0.13	0.09	0.02	0.09	0.33
その他	0.02	0.00	0.02	0.01	0.17	0.12	0.09
資本所得税	0.62	0.04	0.00	0.00	0.16	3.07	0.70
加速償却	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.40	0.35
金利	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.01
配当	0.27	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02
キャピタルゲイン	0.35	0.00	0.00	0.00	0.16	1.65	0.33
給付つき税額控除	0.01	0.00	0.01	0.04	0.74	0.35	0.06
所得税以外	1.16	0.45	0.72	0.90	2.25	4.47	0.00
合計	6.94	0.74	2.48	2.00	4.55	12.79	5.97

- 注1 企業の公的負担のあり方に関する分科会報告書 21ページ 参照。
 2 OECD(2010) Tax Expenditures in OECD Countries より作成。
 3 本表での「所得税」には、個人所得税だけでなく法人所得税も含んでいる。

主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について

資料10

イギリス			
法人税率の引下げ		主な課税ベースの拡大措置等	
1997年度改正 [33⇒31%]	【▲14億ポンド】	・配当に係る還付制度の廃止 等	【計67億ポンド】
1999年度改正 [31⇒30%]	【▲7億ポンド】	・外国子会社合算税制の見直し	【計1億ポンド】
2008年度改正 [30⇒28%]	【▲10億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ等	【計17億ポンド】
2011～15年度改正 [28⇒20%]	【▲153億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ(+47億ポンド) ・銀行税の導入・税率の引上げ(+105億ポンド) 等	【計175億ポンド】

ドイツ			
法人税率の引下げ		主な課税ベースの拡大措置等	
2001年度改正 [52⇒39%]	【▲103億ユーロ】	・減価償却率の引下げ(+69億ユーロ) ・過少資本税制の強化(+5億ユーロ) 等	【計74億ユーロ】
2003年度改正	} 税率引下げなし	・配当による法人税還付の制限(+10億ユーロ) ・連結納税制度適用の制限(+12億ユーロ) ・欠損金の繰越限度額の設定(+6億ユーロ) 等	【計38億ユーロ】
2004年度改正			
2007年に付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げにより財政黒字を達成			
2008年度改正 [39⇒30%]	【▲267億ユーロ】	・営業税の損金算入否認(+114億ユーロ) ・支払利子の損金算入制限(+11億ユーロ) 等	【計234億ユーロ】

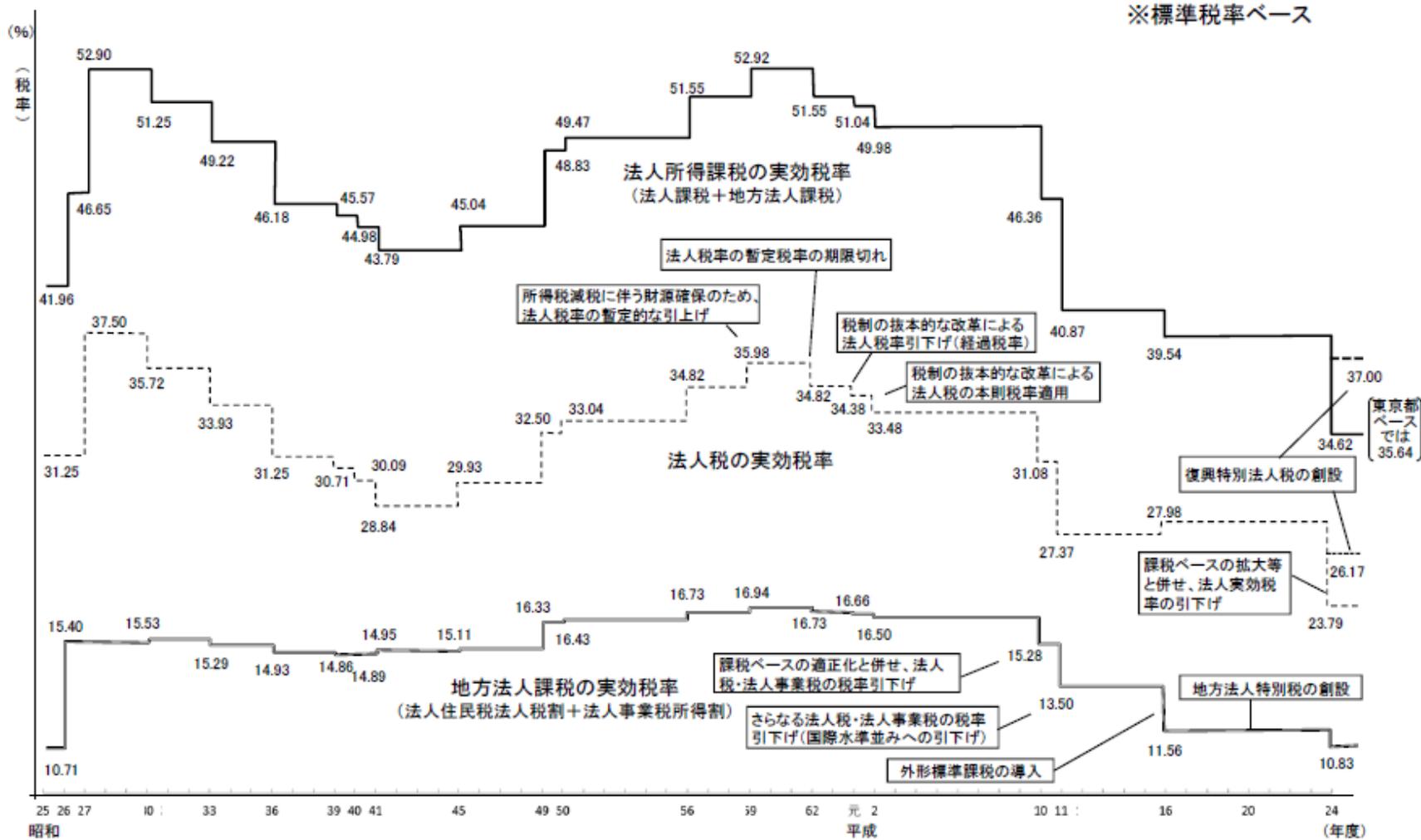
(注) ドイツの法人税率には、連邦と州の共有税である法人税、連帯付加税(法人税額の5.5%)、市町村税である営業税の税率が含まれる。

フランス			
法人税率の引下げ		主な課税ベースの拡大措置等	
1991年度改正 [37⇒34%]	【▲4億ユーロ】	・法人の有価証券に係るキャピタルゲイン課税の税率引上げ	【計4億ユーロ】
1993年度改正 [34⇒33.3%]	【▲4億ユーロ】	・法人概算課税の税率引上げ ※ 法人概算課税とは、売上高に応じて一定額を課すもの。法人税を納めない法人に課税する目的で1974年に導入。	【計4億ユーロ】

注 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より抜粋。

法人所得課税の実効税率の推移

資料11



- 注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ（平成26年4月24日）資料より抜粋。
- 2 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割（道府県分+市町村分）と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 3 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率（留保分）70%、配当分30%の割合で計算している。
- 4 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率（昭和56年度以降：道府県民税5.0%、市町村民税12.3%）は所得ではなく、法人税額に対するものである。
- 5 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
- 6 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものの。

国・地方の一般政府支出（対GDP比）及び法人所得課税の実効税率の国際比較

資料12

未定稿

地方の一般政府支出（GDP比）が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

（単位：％）

		日本	ドイツ	カナダ	アメリカ	韓国	フランス	英国
一般政府支出 (GDP比) 2011年	国	4.0	2.2	4.1	8.3	7.5	9.7	14.5
	地方 (州を含む)	11.2	10.5	21.8	11.8	9.1	8.7	9.4
実効税率 2013年	国	26.2	15.8	15.0	32.8	22.0	34.4	23.0
	地方 (州を含む)	10.8	14.4	11.3	6.3	2.2	—	—

注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ（平成26年4月24日）資料より抜粋。

2 一般政府支出：国民経済計算確報及びOECDデータ（National Accounts）に基づき作成

3 実効税率：OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

4 一般政府支出割合の基となる数値は、2011年（度）の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。

5 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。

6 累進課税制度を採用する国にあっては、最高税率により実効税率を算出。

7 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。

8 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。